

介護保険で利用できる介護サービスには、ご家庭で暮らしながら利用する在宅サービスと施設に入所する施設サービスがあります。サービスの種類と事業者には次のものがあります。

## 在宅サービス

### 通所サービス

通所介護  
通所リハビリ

### 短期入所サービス

短期入所療養介護  
短期入所生活介護

### その他

住宅改修  
福祉用具販売  
福祉用具貸与  
居宅介護支援  
特定施設入所者生活介護

### 訪問サービス

訪問介護  
訪問入浴介護  
訪問看護  
訪問リハビリ  
居宅療養管理指導

### 地域密着型サービス

夜間対応型訪問介護  
小規模多機能型居宅介護  
認知症対応型通所介護  
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)  
地域密着型介護老人福祉施設  
入所者生活介護  
地域密着型特定施設入所者生活介護

## 施設サービス

介護老人福祉施設  
介護老人保健施設  
介護療養型医療施設



# 居宅介護支援事業所

白藤  
しらふじ  
こうざん  
山藤

## 指定居宅介護支援事業所とは

### 目的

保健・医療・福祉サービスの利用等により、自立した生活が続けられるように、利用者の生活スタイルを反映させながら、個人個人に最適な居宅サービス計画を作成します。

### 方針

可能な限り在宅で、自立した生活が出来るように支援します。

### 事業内容

1. 要介護認定申請の代行
2. 居宅サービス計画の作成
3. 利用後のサービスの変更等継続した支援
4. 介護保険施設の紹介

### 訪問

居宅サービス  
計画の作成

### 職員

管理者  
介護支援専門員

### 個人情報保護

取り扱いに関して、その保護に関する方針を定め適切な取り扱いにつとめます。

### 苦情受付

居宅サービス等の  
苦情・処理を行います。

### 料金

相談は無料です。

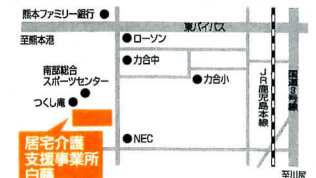
### 営業日・時間

月曜日～土曜日 8:30～17:30  
(日曜・年末年始は休み)

居宅介護支援事業所

## 白藤

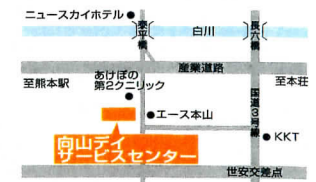
〒861-4112  
熊本市白藤5丁目1番1号  
TEL 096-358-7200  
FAX 096-358-7225



居宅介護支援事業所

## 向山

〒860-0821  
熊本市本山3丁目1番11号  
TEL 096-353-2513  
FAX 096-353-7211



ホームページ <http://www.matusita-kai.or.jp/>  
E-mailアドレス [matusita\\_kai@matusita-kai.or.jp](mailto:matusita_kai@matusita-kai.or.jp)

※介護予防サービスについてはお近くの地域包括支援センターへお尋ねください。

# 安心して暮らすために...

介護保険は高齢者ができるだけ在宅で、もしくは在宅に近いところで自立して暮らせる様にサポートする為の制度です。  
ケアマネージャーは常にご利用者の視点に立ち、このような理念に基づいて居宅介護の支援を行っていきます。



〔申請からサービスを受けるまで〕

介護が必要だと感じたら...

被保険者 ※1

要介護認定の申請

**訪問調査**  
市町村等による  
心身の状況などの調査

**主治医の意見書**  
かかりつけ医からの  
医学的な意見

審査判定

認定

介護給付

- 要介護 5
- 要介護 4
- 要介護 3
- 要介護 2
- 要介護 1

予防給付

- 要支援 2
- 要支援 1
- 自立・非該当

居宅介護支援事業所へ相談

ケアマネジメント

介護サービス計画作成依頼  
ケアプランの作成を居宅介護支援事業所へ依頼します。

ケアプランの作成(サービス)計画  
出来るだけ自立した生活の為に本人・家族の  
意見をふまえたケアプランを作成。

サービスの提供  
計画に沿った在宅サービスや施設サービスの利用。

地域包括支援センターへ相談

予防ケアマネジメント

本人や家族による。  
居宅介護支援事業所や包括  
支援センターでも代行申請  
できます。



介護認定審査会でどれくらいの介護が必要か審査します。

※1  
65歳以上の方で在宅生活が困難になってきている方、もしくは40歳以上、65歳未満の方で介護保険における特定疾病に該当する方で介護が必要であればご相談を承り、ケアマネージャーが介護保険認定の申し込み手続きを代行します。

## 自己負担 1割

介護サービスにかかった費用の1割を利用者が負担します。



## 要介護2のサービス利用例

	月	火	水	木	金	土	日
午前	通所介護又は 通所リハビリ	訪問介護	通所介護又は 通所リハビリ	訪問看護	通所介護又は 通所リハビリ	訪問介護	
午後				訪問介護			

## 介護保険における16の特定疾病とは

初老期における認知症・脳血管疾患  
筋萎縮性側索硬化症・多系統萎縮症・脊髄小脳変性症  
閉塞性動脈硬化症・慢性閉塞性肺疾患・関節リウマチ  
後縦靭帯骨化症・脊柱管狭窄症・早老症・糖尿病性腎症  
網膜症・神経障害・進行性核上性症及びパーキンソン病  
骨折を伴う骨粗鬆症・末期がん  
両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

## ケアプランとは

要支援・要介護と認定されると、介護サービスを利用できます。ケアマネージャーが身体状況や家庭状況等、日常生活についてお伺いします。その上でご本人の自立支援とご家族の介護負担軽減等について一緒に話し合い、介護が必要な場合に利用するサービスの内容を具体的にまとめた「介護サービス計画」がケアプランです。ケアプランの作成費用は全額保険給付となり、ご利用者負担はありません。

## 介護支援専門員とは(ケアマネージャー)

介護保険に関して幅広い知識を持った専門職です。要介護認定の申請代行や、ケアプランの作成やサービス事業者の手配のほか、介護を必要とする人や家族の相談に応じたり、アドバイスをしたりします。施設入居を希望する人には適切な施設の紹介をします。